

認定こども園における施設型給付費等の額に係る法定代理受領について(令和5年度)

- 認定こども園しらほ園において法定代理受領した施設型給付費の額を、下表にて保護者の皆さんにお知らせします。
- なお、このお知らせに伴う保護者の皆さんへの給付や追加徴収などはありません。

令和5年度 認定こども園しらほ園における公定価格(一人当たり月額)

認定区分	クラス	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育標準 1号	満3歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3歳児	234,720	234,720	234,720	234,720	234,720	234,720	234,720	234,720	234,720	234,720	234,720	246,390
	4歳児以上	217,030	217,030	217,030	217,030	217,030	217,030	217,030	217,030	217,030	217,030	217,030	228,700
保育認定 2・3号 標準時間	乳児	213,840	215,870	213,720	220,210	215,870	213,670	209,220	209,220	219,890	207,450	213,450	225,140
	1・2歳児	130,640	131,810	130,520	134,440	131,810	130,470	127,730	127,730	134,120	125,960	130,250	141,940
	3歳児	86,690	87,260	86,570	88,700	87,260	86,520	84,970	84,970	88,380	83,200	86,300	97,990
	4歳以上児	70,120	70,530	70,000	71,620	70,530	69,950	68,740	68,740	71,300	66,970	69,730	81,420
保育認定 2・3号 短時間	乳児	0	209,620	207,530	213,830	209,620	207,480	203,150	203,150	213,510	201,380	207,260	218,950
	1・2歳児	124,460	125,560	124,340	0	125,560	124,290	121,670	121,670	127,740	119,900	124,070	135,760
	3歳児	80,500	81,010	80,380	82,320	81,010	80,330	78,910	78,910	82,000	77,140	80,110	91,800
	4歳以上児	63,930	64,270	63,810	65,240	64,270	63,760	62,680	62,680	64,920	60,910	63,540	75,230

- ※ 法定代理受領した「施設型給付費」は、施設の定員、年齢保育の必要量等により決定される上記の「公定価格」から、利用者負担額を減じた額となります。
- ※ 3歳児以上子どものうち、副食費免除に該当する場合は、上記金額に4,700円を足した額が公定価格の額となります。

◎ 施設型給付費等の法定代理受領とは

2015年4月1日施行の「子ども・子育て支援新制度」では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して財政支援を保障しています。給付について、保護者の皆さんへの個人給付を基礎としておりますが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、保護者の皆さんに直接給付せずに市から利用施設へ直接支払う仕組み、いわゆる法定代理受領の形式をとっています。